

平成29年度第1回愛知県教科用図書選定審議会 会議録（概要）

平成29年4月24日（月）
午後2時開始～午後3時15分終了
愛知県庁西庁舎9階 教育委員会室

1 出席委員氏名

1号委員	吉田 真	野田紀世子	市川 裕一	澤寄美保子	櫻井まゆみ
	青木 貴之	水谷 紘子			
2号委員	長屋 勝彦	廣中 達憲	小川 典子	豊田 彬子	浅野 薫史
	保科 克之	藤井 昌也			
3号委員	坂柳 恒夫	高瀬 正一	大原 榮子	平岡 将暢	近藤 順子
	寺西 一恵				

2 欠席委員職氏名

なし

3 出席職員職氏名

愛知県教育委員会学習教育部長	荻原 哲哉
特別支援教育課長	北島 淳
義務教育課長	柵木 智幸
義務教育課主幹	伊藤 克仁
義務教育課課長補佐	渡辺 孝雄
義務教育課課長補佐	伊藤 孝明
特別支援教育課主査	神本 聰
義務教育課主査	西村 剛志
義務教育課主査	兼子 明
特別支援教育課指導主事	榊原 正意
義務教育課指導主事	杉浦 和明

4 欠席職員職氏名

5 会議に付した事項

- (1) 愛知県平成30年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準（案）について
※別紙参照
- (2) 平成29年度愛知県教科用図書選定審議会調査員（案）について
※別紙参照
- (3) 平成30年度使用小学校「特別の教科 道徳」教科用図書選定資料の調査研究
にかかわる観点・着眼点（案）について
※別紙参照

6 議事の経過

- (1) 愛知県平成30年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準(案)について
・義務教育課長より説明

<質疑>

保科委員

採択基準(案)の基本的な方針の2に、「教科書の選定及び採択に当たっては、選定委員・調査員の人選等において公正を確保し、採択が適正に行われるよう特に配慮すること」とありますが、県として具体的に配慮する点はどんなことでしょうか。

また、教科書発行者の問題に関わりまして、一層の公正確保の徹底を図る必要があるかと思いますが、県としての具体的な取組はどのようになっているのでしょうか。

(坂柳会長)

関連してございますか。

野田委員

採択基準(案)の基本的な方針の7に、「教科書の選定及び採択に当たっては、県教育委員会の作成する本採択基準及び別に作成する教科書選定資料その他の指導、助言又は援助に関する事項を尊重すること」とありますが、具体的にどのように援助していくのかについて教えてください。

(坂柳会長)

では、事務局よろしく申し上げます。

義務教育課長

最初の御質問にお答えします。教科書採択に当たり、これまでの慣例のみによって選定されることがないように、十分な審議や調査研究を行い、採択手続の適正化に努めるとともに、外部からの働きかけに左右されない静ひつな採択環境の確保について配慮が必要であると考えています。とりわけ、採択地区協議会委員や教科書調査員等においては、教科書発行者と利害関係のない者を選任することや、協議内容や調査研究の経過途中にある情報についての守秘義務を遵守すること等、採択の公正確保を徹底してまいりたいと考えております。

具体的には、平成27年度に起こりました教科書発行者の問題に関わりまして、資料にお示したとおり、昨年度、公正・公平な教科書採択に向けたガイドラインについて、市町村教育委員会用及び小・中学校教員用の2種類を作成しまして、県内全ての市町村教育委員会及び市町村立小・中学校に周知してきております。また、4月13日に開催をいたしました平成29年度教科用図書担当者会においても、この2種類のガイドラインを用いまして、教科書採択に向けて適正に対応するよう指導しております。こうしたことで、県として採択が公正、適正に行われるよう特に配慮してまいりたいと考えております。

義務教育課主査

二つ目の御質問にお答えします。無償措置法第10条によりまして、県教育委員会は採択権限を有する市町村教育委員会の行う採択に関する事務について指導・助言又は援助を行わなければならない、と示されております。

したがって、県教育委員会としては、教科書の採択基準（案）や教科書の調査研究に関わる観点・着眼点を示した「選定資料」を作成し、採択地区及び市町村教育委員会に対し、これを参考にして十分な調査研究を行い、児童生徒にとってふさわしい教科書を総合的に判断できるよう援助することが必要であると考えております。

また、今回初めての道徳の教科書の採択になることから、採択地区協議会及び市町村教育委員会と連携を密にしながら、場合によっては不明な点、不確かな点が出てくると予想されますので、必要に応じまして文部科学省と連絡を取りながら助言、援助をしてみたいと思います。

(坂柳会長)

その他、よろしかったでしょうか。

それでは、教科用図書採択基準（案）につきまして、ただ今の案のとおり答申してよろしいですか。

「異議なし」

御異議がないようでございますので、原案のとおり可決しました。

- (2) 平成29年度愛知県教科用図書選定審議会調査員（案）について
・義務教育課長及び特別支援教育課長より説明

<質疑>

藤井委員

資料を見ると、小学校「特別の教科 道徳」については、全部で24名になっています。平成26年度の小学校の調査員数は、ここまで多くなかったように思いますが、なぜこの人数になっているかを御説明いただきたいと思います。続いて、基本方針でも公正な教科書採択ということが出てまいりましたが、そのような視点で、どのような仕組みで人選が行われているのかをもう少し詳しく説明してください。

義務教育課長

これまでに国語をはじめとする教科書については4年ごとに何度も採択を繰り返しておりますので、いずれも十分な調査研究をしてきたノウハウがありますが、小学校「特別の教科 道徳」については本年度が初めての採択を行う年となります。また、教科書数についても別添資料の一覧にありますように、8者から全24点、66冊が検定を合格しておりますので、内容を十分に精査し調査研究を進めるために、今回の人数といたしております。

調査員については、指導的な立場の方や、道徳で優れた研究や授業実践をされている方

など、高い識見、専門性をもっている方で、教科書発行者と利害関係のない方を県内の各地区より推薦していただくようお願いをしております。

加えて、平成27年度に起こった教科書問題に関わった教員を含めて「教科書に直接の利害関係を有すること」や「特定の教科書発行者と関係を有すること」に関する事前確認をするための自己チェックリストを活用したり、文部科学省から提供されました「教科書著作編修関係者名簿」や教科書協会から提供されました「教科書指導書等関与者」の名簿で全て名前を確認したりして、採択における公正確保のための体制を十分に整えまして、今回の調査員を人選しているところであります。

(坂柳会長)

関連してございますか。

澤寄委員

特別支援学校の調査員は、道徳を含めて34名という構成になっていますが、どのように選定しているのをお聞かせください。

特別支援教育課長

調査員29名のうち28名につきましては、県内の特別支援学校の校長から推薦された、指導的な立場で専門性の高い教務主任や部主事でありまして、かつ教科書発行者と利害関係のない者に委嘱をしております。もう1名は、名古屋市教育委員会指導室の指導主事をお願いしております。

また、県教育委員会につきましては、本課の指導主事が3名、愛知県総合教育センターの研究指導主事が2名で、5名となっております。

(坂柳会長)

その他は、よろしかったでしょうか。

それでは、(2)平成29年度愛知県教科用図書選定審議会調査員(案)につきまして、事務局の提案のとおりとしてよろしいですか。

「異議なし」

御異議ないようですので、提案のとおり可決しました。

(3)平成30年度使用小学校「特別の教科 道徳」教科用図書選定資料の調査研究にかかわる観点・着眼点(案)について

浅野委員

「特別の教科 道徳」の教科書採択は、本年度が初めてとなります。県としてもそうですが、市町村教育委員会あるいは採択地区協議会でも初めての採択、選定に関する協議となると、県の選定資料に期待するところも非常に大きいのではないかと思います。

ます。そこで、県として、どのような選定資料を作成していくのかももう少し詳しく教えていただきたいと思います。

義務教育課主査

道徳の教科化に伴う教科書の採択事務は本年度が初めてであります。県としまして、選定資料を作成していく上で、学習指導要領との関連、「あいちの教育の基本理念」との関連に加えて、各教科書発行者の編集上の工夫に留意する必要があると考えております。

教科書の内容としましては、児童生徒の発達の段階を踏まえ、先人等の名言や偉人の生き方に関する内容を積極的に取り上げるとともに、いじめ問題への対応や我が国の伝統と文化、情報モラルに関する内容などの充実が図られていること、「考え、議論する道徳」として言語活動及び問題解決的な学習や体験的な学習等の多様な学習の対応が図られていることなどが想定されます。

そこで、要項にお示しした、調査研究にかかわる観点・着眼点に沿って、各教科書の特徴を文章化したり、四つの内容項目であります「自分自身に関すること」「人との関わりに関すること」「集団や社会との関わりに関すること」「生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」の取扱数などを数値化したりして、教科書の内容や構成を具体的かつ客観的に記載した選定資料を作成していきたいと考えております。

(坂柳会長)

他にいかがでしょうか。

平岡委員

要項の観点の中に、「人間尊重の精神にかなうもの」と書かれていますが、分かりにくいので教えてください。

義務教育課長

一人一人の生命や人権を尊重していくという考え方にかなうものという意味と捉えていただければと思います。

(坂柳会長)

それでは、観点・着眼点（案）について、事務局の提案のとおりとしてよろしいでしょうか。

「異議なし」

御異議がないようですので、提案のとおり可決しました。

(4) 報告

ア 平成29年度教科用図書採択関係日程について

イ 教科書センターの開設について

・義務教育課担当より説明

<質疑>

青木委員

無償措置法が改正されて、市町村教育委員会にも採択結果の公表が求められており、その重要性も増してきていると思いますが、実際に、市町村教育委員会に対してどのように指導、助言等をしているのか教えてください。

義務教育課主査

無償措置法第15条では、市町村教育委員会の採択について、採択教科書の種類と採択理由等の公表についての努力義務が課されました。この点につきましては、資料の「教科書採択に関する情報の公表について」においても、採択権者は情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められております。

そこで、市町村教育委員会に対しまして、採択した教科書の種類と採択理由また会議録等を積極的に公表するよう指導、助言してまいります。しかし、公表しない場合にも、今回の道徳の教科書採択につきましては、県民の関心も高く、今後、情報公開の請求が一層多くなると予想されております。従いまして、採択教科書の種類と採択理由また会議録等をきちんと整備し、対応できるよう指導、助言してまいります。

情報公開等に関する請求があった場合については、速やかに相談、報告いただき、連携して対応していくよう依頼しております。

(坂柳会長)

あとは、よろしかったでしょうか。それでは、本日の議事は以上で終了いたします。議事運営に御協力いただきましてありがとうございました。ここからの進行を事務局に戻させていただきます。